（取引の通常の条件に照らして商工組合中央金庫に不利益を与える取引等を行うことが必要な場合）

第六条　規則第三十二条第三号の主務大臣等が必要なものとしてあらかじめ定める場合は、商工組合中央金庫が、その特定関係者（法第二十七条本文に規定する特定関係者をいう。）の解散又は営業の全部の譲渡に際し、商工組合中央金庫の取引の通常の条件に照らして商工組合中央金庫に不利益を与える取引又は行為を当該特定関係者との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ、商工組合中央金庫により大きな不利益を生ずるおそれがある場合とする。

（商工組合中央金庫の営業所の所在地における一般の休日に当たる日で当該営業所の休日とする日）

第七条　令第十三条第二項第一号に掲げる商工組合中央金庫の営業所の所在地における一般の休日に当たる日で当該営業所の休日とする日は、外国に所在する営業所について、当該営業所の所在地の法令により認められる休日とする。

（削る）

（剰余金及び引当金）

第八条　令第十四条第四号に規定する主務大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものの合計額から配当金又は中間配当金の予定額を除くものとする。

一～四　（略）

（取引の通常の条件に照らして商工組合中央金庫に不利益を与える取引等を行うことが必要な場合）

第六条　規則第三十二条第三号の主務大臣等が必要なものとしてあらかじめ定める場合は、商工組合中央金庫が、その特定関係者（法第二十七条本文に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）の解散又は営業の全部の譲渡に際し、商工組合中央金庫の取引の通常の条件に照らして商工組合中央金庫に不利益を与える取引又は行為を当該特定関係者との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ、商工組合中央金庫により大きな不利益を生ずるおそれがあるときとする。

（商工組合中央金庫の営業所の所在地における一般の休日に当たる日で当該営業所の休日とする日）

第七条　令第十二条第二項第一号に掲げる商工組合中央金庫の営業所の所在地における一般の休日に当たる日で当該営業所の休日とする日は、外国に所在する営業所について、当該営業所の所在地の法令により認められる休日とする。

（現金自動支払機等）

第八条　規則第六十八条第二項第二号に規定する主務大臣等が別に定める機械は、次に掲げる機械とする。

一　現金自動支払機

二　現金自動預金機

三　現金自動預入払出兼用機

四　その他法第二十一条第一項から第三項までの規定により営む業務の全部又は一部を営むための機械

（剰余金及び引当金）

第九条　令第十三条第四号に規定する主務大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものの合計額から配当金又は中間配当金の予定額を除くものとする。

一～四　（略）

2　令第十四条第五号に規定する主務大臣の定めるものは、貸倒引当金、退職給付引当金その他会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第六条第二項第一号の規定に基づく引当金又は特別法上の引当金とする。

（削る）

2　令第十三条第五号に規定する主務大臣の定めるものは、貸倒引当金、退職給付引当金その他会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第六条第二項第一号の規定に基づく引当金又は特別法上の引当金とする。

（法第三十九条第一項第六号又は同条第四項に規定する主務大臣が定める基準）

第十条　法第三十九条第一項第六号の場合において、会社が主として商工組合中央金庫、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるものの営む業務のために従属業務（同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。以下同じ。）を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のいずれかを満たしていることとする。

一　当該会社が次のいずれにも該当すること。

イ　各事業年度において、規則第七十条第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下この条において「従属する業務」という。）に係る商工組合中央金庫、その子会社（法第二十三条第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）又は法第三十九条第一項第一号に掲げるものからの収入の額の合計額（規則第七十条第一項第二号に掲げる業務（以下「二号業務」という。）については商工組合中央金庫又はその子会社の役職員からの収入を含む。第三号、第四号及び第五号において同じ。）の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

ロ　各事業年度において、従属する業務に係る商工組合中央金庫又は法第三十九条第一項第一号に掲げるものからの収入があること。